



## 待機児童の解消・子育て支援・子宮頸がん予防ワクチンについて

公明党 大下 久美



**問** 待機児童・保留児童が増加している要因と、公設民営の保育所設置に至った経緯を伺います。

**答** (市長)：共働き世帯の増加に伴う保育所入所希望の割合の増加や、まちづくりの進展による子育て世帯の増加が主な要因です。伸び続ける保育需要に保育所の整備が追いつけず、待機児童の解消には至っていません。民間保育所の整備を進めるとともに、市主導による公設民営の保育所を設置したいと考えています。

**問** 小学校に上がる子供たちを預けられる時間が保育園より短くなるため、親の仕事と育児の両立が困難になってしまう「小一の壁」について、市の見解を伺います。

**答** (教育長)：平成27年に小学校を朝7時に開けるという事業を行いましたが、参加者が少なかつたため終了しました。それから年数がたっているため、保育園や幼稚園に通っている方の保護者に行う学童保育のニーズ把握に併せて登校に関する調査を行って、対応を研究したいと思います。

**問** 子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種が今年度で終了します。周知方法について伺います。

**答** (保健福祉部次長)：平成25年4月に定期接種化されましたが、体調不良の報告が相次ぎ、国から積極的勧奨を一時的に差し控えるべきという見解が示されました。令和3年に積極的勧奨の差し控えが終了になったことに伴い、積極的勧奨を差し控えていた期間の対象者にキャッチアップ接種を開始しています。キャッチアップ接種の対象者には郵送での周知をしていて、接種の機会を逸することがないよう、適切な周知に努めてまいります。

### その他の質問

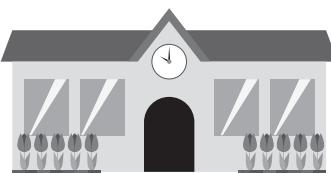
- ・高齢者の肺炎予防とワクチン
- 接種について



## 保育園・幼稚園について

政進会 永井 浩介

- ・交通政策について
- ・今後におけるスポーツ施設および政策について



### その他の質問

- ・新型コロナウイルス感染症について
- ・交通支援策について



## 地方自治体のあり方について

日本共産党 松本 正幸

**問** 國会で審議されている地方自治法改正案は、法定受託事務と自治事務の違いを無視して、自治体のあらゆる事務に國が権力的に介入して指示権を行使できるようにするもので、憲法第92条の地方自治の本旨に反し、団体自治を破壊する内容が含まれています。2000年に施行された改正地方自治法により基本的に國と自治体とは、上下・主従から対等・協力の関係になりました。法定受託事務は限定的に國の指示権を認めていますが自治事務については、國は要望を出せても指示はできないことになっています。

今回の改正案には大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす程度においてこれらに類する國民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、また発生する恐れがある場合、各大臣が特に必要があると認めたとき、閣議決定を経て、自治体に「必要な指示」を行うことができる改正条項が含まれています。指示権発動の手続きは、閣議決定だけで国会承認は必要なく、自治体には事前に意見の提出を求めるという、努力義務の規定のみです。

この地方自治法改正案に対する市長の見解を伺います。

**答** (市長)：大規模災害時や感染症のまん延時など、國の安全に重大な影響を及ぼす事態に際し、國民の生命などの保護を目的として、國が地方公共団体に必要な指示ができる内容と理解しています。國民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る法改正であり、自治体が意見する立場ではないと考えますが、住民の権利利益が阻害される場合は必要な意見は伝えていきたいと考えます。法改正後は、改正の趣旨を踏まえ、自治体として適切に対処していきます。

### その他の質問

- ・新型コロナウイルス感染症について
- ・交通支援策について